



島根県報

平成20年3月28日(金)

号外第26号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

告示

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領の一部改正

(土木総務課)

告 示

島根県告示第279号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領(平成15年島根県告示第331号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝口善兵衛

目次中「第19条」を「第20条」に改める。

第1条中「若しくは営業譲渡」を「、営業譲渡若しくは協業組合の設立」に改める。

第2条に次の3号を加える。

(4) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。

(5) 子会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する会社をいう。

(6) 親会社 会社法第2条第4号に規定する会社をいう。

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 協業組合にあつては、組合員の2分の1以上が建設業者であること。

第4条第1項に次の1号を加える。

(10) 協業組合設立認可書の写し(協業組合の場合に限る。)

第6条に次の1号を加える。

(3) 組合員の2分の1以上が建設業者である協業組合

第8条に次の1項を加える。

3 再認定申請者が協業組合である場合は、第1項の規定にかかわらず、基準日以後に作成した次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 協業組合定款

(3) 協業組合経営事項審査表

(4) 委任状

(5) 協業組合の組合員に係る経審総合評価値通知書

第12条第2項中「島根県建設工事等入札参加資格審査会」を「島根県建設工事等入札制度及び入札参加資格審査会」に改める。

第14条第1項第1号中「有する」の次に「2社以上の」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 協業組合にあつては、格付の対象となる業種がそれぞれ組合員の2分の1以上あること。

第14条第1項に次の1号を加える。

(3) 第4条の申請の日までの2年以内に島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(平成6年7月15日付管発第289号島根県土木部長通知)別表第2第1項から第6項まで又は第9項の規定により指名停止を受けていないこと。

第15条第2項各号を次のように改める。

(1) 合併等(協業組合の設立を除く。以下この号において同じ。)を行う前において格付けの対象となる業種がそれぞれ同一の等級又は直近の等級であり、かつ、親子会社による合併等でない場合

ア 合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 15パーセント

イ 合併等実施後4年度目及び5年度目 10パーセント

(2) 協業組合の設立の場合

ア 協業組合設立年度から協業組合設立後3年度目まで 15パーセント

イ 協業組合設立後4年度目及び5年度目 10パーセント

(3) 前2号以外の合併等の場合

ア 合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 7パーセント

イ 合併等実施後4年度目及び5年度目 5パーセント

第17条第1項中「選定するとき」の次に「又は島根県建設工事一般競争入札執行要領(平成13年3月30日付管発第619号土木部長通知)により一般競争入札に参加(以下「入札参加」という。)させるとき」を加え、「選定すること」を「選定し、又は入札参加させること」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「及び第3項」を、「選定」の次に「又は入札参加」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 合併等を行う前の建設業者のいずれかの主たる営業所を、合併等を行った後に建設業法に基づくその他の営業所とする場合は、当該営業所を主たる営業所とみなすことができる。

第19条の次に次の1条を加える。

(調整措置対象者)

第20条 合併等を行う前の建設業者に、第15条の調整措置又は第17条の受注機会の確保措置の適用を受けた者を含む場合は、当該合併等を行った者を調整措置対象者とししない。

様式第2号中 「(3) 商法に基づく会社分割を行ったため
会社分割に伴う入札参加資格の内容」を

「(3) 商法に基づく会社分割を行ったため
会社分割に伴う入札参加資格の内容

(4) 中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合の設立を行ったため に改める。

協業組合を設立した会社の入札参加資格の内容

協業組合の入札参加資格の内容

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第15条の規定に基づき行われた調整措置については、なお従前の例による。